再審査請求人　大阪府大阪市西成区天下茶屋１―３―17大阪自彊館白雲寮２
加地　修造
上記の者に送達すべき平成13年１月５日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭
（備考）裁決の主文及び年月日
平成13年１月５日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求のうち、大阪府知事の平成12年12月13日付け裁決の取消しを求める部分は、これを棄却し、その余の部分は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年３月31日

再審査請求人　大阪府大阪市住吉区長居東３―14―６木村マンション403
北　　一博、北　　真弓
上記の者に送達すべき平成13年６月16日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭
（備考）裁決の主文及び年月日
平成13年６月16日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年３月12日

再審査請求人　高知県高知市布師田3604―１
増田　達也
上記の者に送達すべき平成16年８月３日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭
（備考）裁決の主文及び年月日
平成16年８月３日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを却下する。
裁決年月日　平成21年７月15日

再審査請求人　静岡県
平野　　昇
上記の者に送達すべき平成16年７月７日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成 22 年３月４日
厚生労働大臣　長妻　　昭
（備考）裁決の主文及び年月日
平成16年７月７日付け再審査請求
裁決の主文　本件再審査請求は、これを棄却する。
裁決年月日　平成21年12月16日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第１８号
埼玉県入間市鍵山３丁目12番３号　カルミヤ　Ｙ102
債務者　中村　錠司
１　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　宏一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７号
香川県高松市上福岡町739番地１グリーンヒルズ玉藻ⅡＣ201号室
債務者　松本　憲知
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸上　貴重
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１８９９号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目37番16号
債務者　森村　祐幸
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　治子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８５号
三重県三重郡菰野町大字菰野1420番地１、従前の住所仙台市青葉区本町２丁目３番10号
朝日生命ビル地下１Ｆ
債務者　藤川　仁司
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋本　治子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月28日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
宮城県大崎市鳴子温泉字原25番地
債務者　鈴木　勝義
１　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月３日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
群馬県桐生市川内町４丁目40番地の５
債務者　木村　浩之
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮下　　章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月27日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２６１号
横浜市港南区上永谷２丁目３番26号
債務者　畑　　広生
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅葉　康之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後３時10分
５　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３号
福岡県大牟田市三里町３丁目５番地18
債務者　奥薗　芳雄
１　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花田　芳夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月26日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第１１２２号
熊本県上天草市大矢野町登立9286番地４
債務者　**簔**田　　務
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　龍太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２４号
熊本市画図町大字重富638番地63
債務者　永田　章子
１　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　龍太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部